



Translation (翻訳)

New Zealand Family Proceedings Act 1980, Section 44

第 44 節 海外における離婚の承認

- (1) ニュージーランド以外の国の裁判所、公的機関、あるいは立法機関によってなされた離婚および婚姻やシビルユニオンの解消あるいは無効の判決、命令、又は立法制定（この法の施行開始前か後かにかかわらず）の有効性は、以下の場合において、ニュージーランドのすべての裁判所により承認されるものとする。
- (a) その判決、命令、制定がなされたときに、一方あるいは両方の当事者がその国に居住していた場合
 - (b) 海外の裁判所、立法府、あるいは公的機関が、次のような場合において、その権限を行使したとき
 - (i) その国におけるその婚姻またはシビルユニオンの一方または両方の当事者の住居に基づき、その当事者がその離婚手続き開始時までその国に継続して 2 年以上居住していた場合
 - (ii) その婚姻またはシビルユニオンの一方または両方の当事者が、その国あるいはその国が 1 部を形成する主権国の国籍を有していることに基づいた場合
 - (iii) 婚姻関係やシビルユニオンの当事者が、その妻や夫あるいはパートナーにより遺棄された、あるいは相手が国外追放となったが、当事者はその直前にその国に居住していた場合
 - (iv) 婚姻関係やシビルユニオンの当事者が、それが管轄裁判所の命令によるものか双方の合意に基づくものであるかにかかわらず法的に別居しており、その命令や合意のあった日に、その妻や夫あるいはパートナーの一方がその国に居住していた場合
 - (v) 結婚やシビルユニオンの時点で存在していた婚姻無効の事由があり、その婚姻やシビルユニオンの挙式がその国で行われた場合
 - (c) その婚姻やシビルユニオンの少なくともいずれか一方の当事者が居住している国の裁判所において、その判決、命令、制定が有効なものとして承認されている場合
- (2) この節のいかなるものも、この節によらずニュージーランドの裁判所において承認された離婚または婚姻やシビルユニオンの解消や無効の判決、命令、または立法制定、あるいは、法的手続きによらない婚姻やシビルユニオンの解消になんら影響を及ぼすものではない。

以上